



# 特別支援教育の動向

## 本日の内容

- 1 中央教育審議会等の動向
- 2 障害者の権利に関する条約等への対応等
- 3 障害のある児童生徒等の自立と社会参加に向けて
- 4 学校教育法施行規則の一部改正
- 5 知的障害教育の充実に向けて

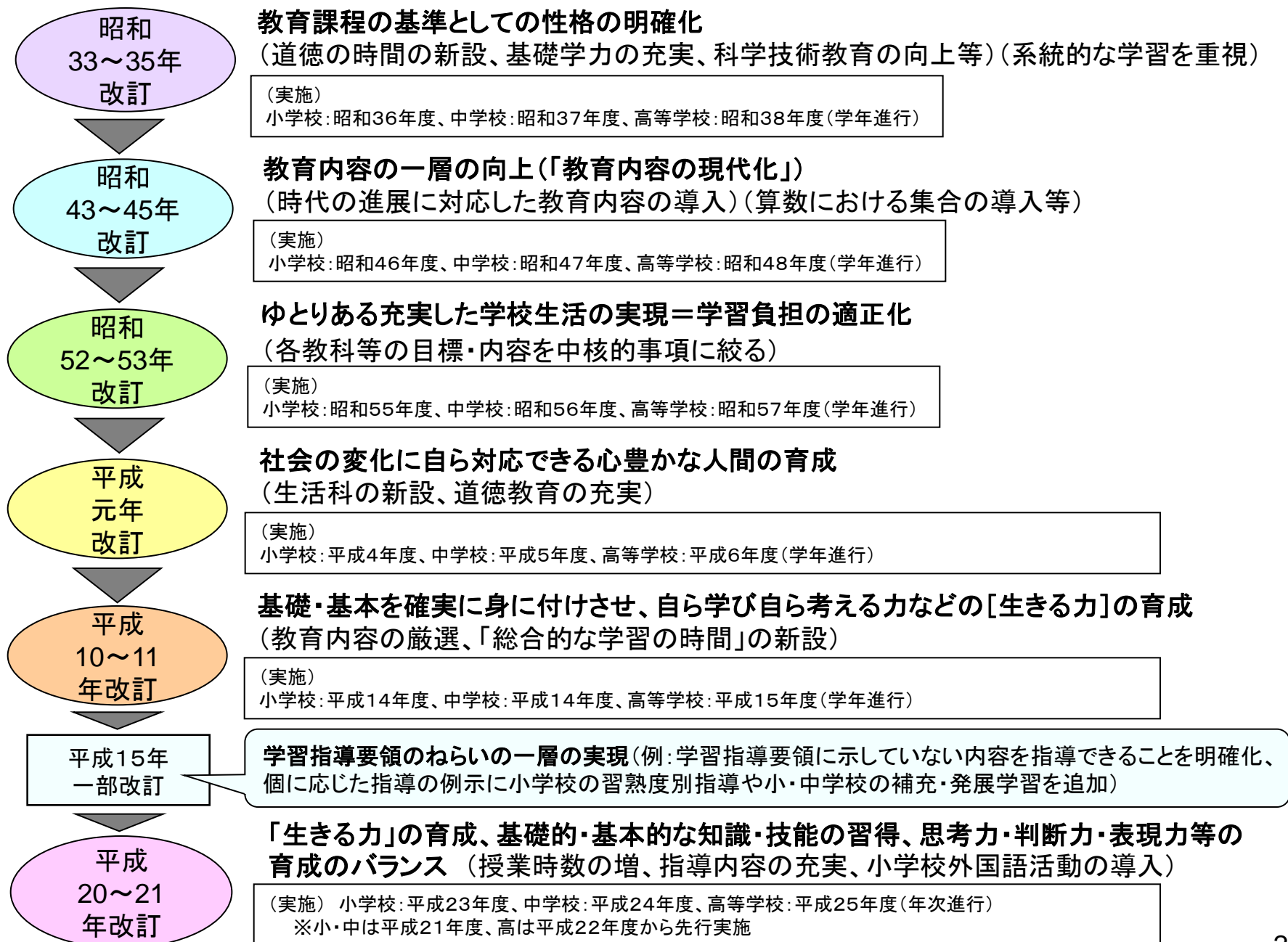
## 参考

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 丹野哲也

# 1. 中央教育審議会等の動向

- 平成26年11月20「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方(諮問)」を受けて



# 近年の主な「資質・能力」など（国内）

資質・能力観	提言者など
生きる力 （平成8年）	第15期中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
学力の3要素 （平成19年）	文部科学省「学校教育法一部改正」
総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度 （平成20年）	中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」
基礎的・汎用的能力 （平成23年）	中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
21世紀型能力 （平成25年） <u>思考力</u> を中核とし、それを支える <u>基礎力</u> と、 <u>使い方</u> を方向づける <u>実践力</u>	・国立教育政策研究所「教育課程の編成に関する基礎的研究」プロジェクト ・育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会-論点整理-(H26.3.31)

26年度

27年度

28年度

告示・解説書公表

年度内  
答申

11月20日  
諮問

諮問(抜粋)

障害者の権利に関する条約に掲げられた**インクルーシブ教育システムの理念**を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に**準じた改善を図る**とともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、**自立活動の充実**や**知的障害のある児童生徒のための各教科の改善**などについて、どのように考えるべきか。

中教審

### 教育課程部会

教育課程  
企画特別部会(新設)

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の枠組み等について集中的に審議(各教科等の専門部会の審議前)

論点整理

小学校部会  
中学校部会  
高等学校部会

経過報告

改善の方向(案)

各教科等専門部会  
特別支援教育専門部会  
幼稚園教育専門部会

※ 学習指導要領等改訂に係る上記スケジュールは、過去の改訂スケジュールに基づくイメージである。

学習指導要領等改訂のイメージ

# 教育課程企画特別部会

- これからの時代に求められる教育目標・内容、学習・指導方法、評価等の在り方に関するヒアリングや報告 (第1回から第3回)
  - 総合的な学習の時間におけるアクティブ・ラーニング、主体的・協働的に学ぶ学校づくり、言語活動の充実、資質・能力を育む教育課程の編成など
  - ESD・ユネスコスクールの取組、国際バカロレアプログラムとアクティブ・ラーニングなど
- これからの時代に求められる教育目標・内容、学習・指導方法、評価等の在り方について (第4回)
- 初等中等教育の教育課程全体を通じた観点から改革が必要な事項について (第5回)
- 幼・小・中学校の教育課程等に関して改革が必要な事項について(第6回)
- 高等学校 // (第7回、第8回、第9回)

•  
以後 夏頃まで審議

# これまでの議論等の要点の まとめ(案)から

## • 資質・能力の構造のとらえ方

- 育成すべき資質・能力に関しては、学校教育法が規定する学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度)を議論の出発点としながら、**主体的に学ぶ情意や協働性、認知面と情意面を統合するメタ認知**などに拡張して考えていく必要。**知識面、思考面が車の両輪**だとすると、それをすすめるところの**エンジン**が情意面であり、それを**コントロールし、適切な方向に進めるようにしていくのがメタ認知**である。
- 小学校の6～12歳は発達段階が目まぐるしく、どこに視点を置くかが難しい。学校種の大きなくくりだけではなく、**幼小や小中などの校種間の接続・連携も含めた細やかな議論が必要**。 などなど

## • アクティブ・ラーニング

- アクティブ・ラーニングなどの指導方法や事例と基本的な方向性や資質・能力などをつなげながら全体をどうとらえるかが問われているのではないか。 などなど

## • カリキュラム・マネジメント

- 学校単位のカリキュラム作り、そして学校において様々な学習指導要領や教科書を含めたリソースを活用して、学習指導要領を具体化していくために不可欠な部分。 などなど

## 2. 障害者の権利に関する条約 等への対応等

- インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用



平成26年1月21日外務省  
報道発表HPより

(※平成27年4月現在、154カ国・1地域機関(EU)が批准)



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（H27.2閣議決定）

## 第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

### 1 法制定の背景

### 2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

## 第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

### 2 対応要領／対応指針

- (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領／対応指針の記載事項

### 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

【※対応要領のみ】

### 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

## 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

### 1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

### 2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

### 3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

## 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

### 1 環境の整備

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

# インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)(国立特別支援教育総合研究所) 特別支援学校における事例の一例

平成27年5月18日現在 【 】内は掲載事例数

障害種別: 視覚障害【4】 聴覚障害【10】 知的障害【49】 肢体不自由【16】 病弱・身体虚弱【6】 言語障害【5】 自閉症【47】  
情緒障害【13】 LD【9】 ADHD【21】

校種別: 幼稚園【8】 / 小学校 通常の学級【9】 通級【26】 特学【37】 / 中学校 通常の学級【4】 通級【2】 特学【6】  
/ 高等学校【4】 / 特別支援学校 小学部【10】 中学部【5】 高等部【4】

合計 115事例

## 掲載例

【障害種】知的障害 【在籍状況等】特別支援学校(小学部)

【キーワード】 ダウン症候郡、コミュニケーション、授業内容の変更・調整等

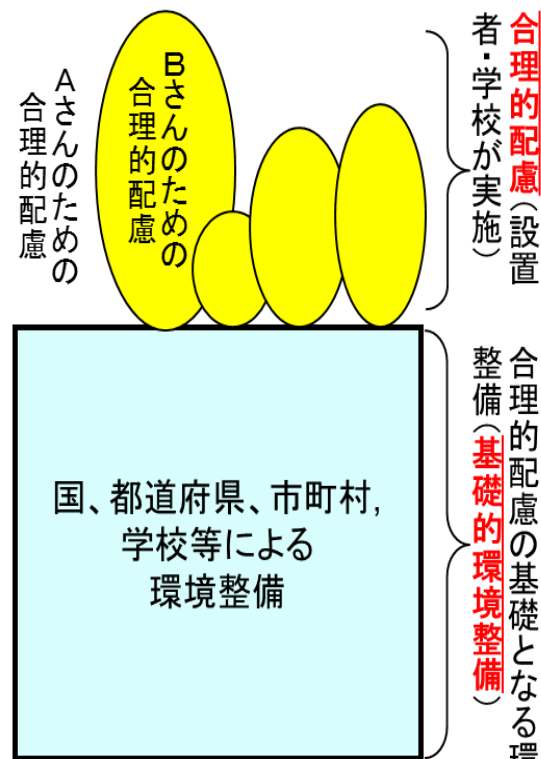
A児は、B特別支援学校の小学部2年に在籍している児童である。D小学校において、1年生時より年3回の交流及び共同学習を行っている。交流及び共同学習の実施に当たり、B特別支援学校の学級担任と小学部主事、そしてD小学校の特別支援教育コーディネーター、学級担任、合理的配慮協力員とが打合せを行い、授業内容や支援の方法等について検討を行った。授業では、A児の興味のある活動を学習内容に取り入れることで、楽しく学習に参加することができた。当日の授業内容をB特別支援学校で事前に練習することで、A児は意欲的に活動を行うことができた。また、発語が難しいA児の気持ちを教員が代弁することを繰り返したことにより、回数を重ねるごとに、D小学校の児童のA児に対する理解が深まってきた。今後の課題としては、生活年齢が上がるにつれ、学習内容の選定の必要性が生じることから、交流及び共同学習の目的を明確にした上で、A児や交流学級の児童の実態に応じた内容検討が必要である。そのためには、在籍校と交流校との連携を密にし、効果的な合理的配慮を実践することが求められる。

【障害種】知的障害 【在籍状況等】特別支援学校(中学部)

【キーワード】 音楽、美術、教材の工夫、集中、意欲等

A生徒は、平成25年度に地域の小学校からB特別支援学校の中学部1年に入学した生徒で、居住地のD中学校での交流及び共同学習を初めて行った。A生徒はB特別支援学校では、学習意欲が旺盛であり、特に音楽や制作活動に積極的に取り組んでいる。交流及び共同学習を行うに当たり、B特別支援学校とD中学校の関係教員が事前に話し合いの場を設けた。授業実施後にも反省会を行い、授業の内容や合理的配慮の内容を見直しながら取り組んだ。通常の学級での授業では、A生徒が興味のある音楽と美術を選ぶとともに、参加するための配慮を行った。A生徒は、B特別支援学校の授業では普段経験できない大人数での授業を経験し、意欲的に授業に参加した。D中学校の生徒たちとも次第に打ち解け、休み時間に仲良く関わる姿も見られた。交流及び共同学習を実施した成果としては、A生徒の実態に応じた合理的配慮による学習への参加と生徒の意欲拡大が挙げられる。課題としては、限られた回数の交流及び共同学習を効果的に実施するための工夫や、学習活動において互いの生徒が関わる場面をもつための工夫が挙げられる。

合理的配慮は  
基礎的環境整備との  
関係で検討される



# 特別支援学校 インクルDBの活用例

## DBを活用した校内研修の実際

- ワークショップ型校内研修で「合理的配慮」の具体的な理解を図る。

### インクルDBの周知



職員会議で、大型モニターを活用しインクルDBを周知

合理的配慮の考え方を深めるワークショップの例

基礎的環境整備の確認  
(教育委員会・学校の条件)

検討する児童生徒のプロ  
フィールの確認

合理的配慮の3観点11項目から検討

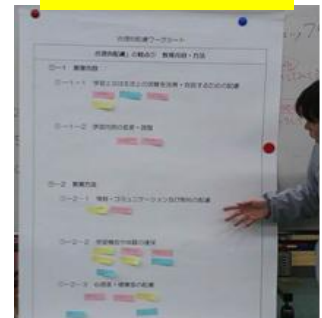
- ①教育内容・方法
- ②支援体制
- ③施設・設備



個人作業



グループで協議



発表して協議内容を共有

事例提供 三重県立杉の子特別支援学校

文部科学省編集「季刊特別支援教育」No. 57号 各論5「特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築支援データベース」より引用P28～31

# 教育委員会でのDB活用の実際

- 啓発資料の作成・配付
  - インクルモデル事業とDBを周知するための教員向け又は啓発リーフレットの作成
- 各種研修会での活用
  - 小・中・高等学校、特別支援学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者、通級指導教室担当者、特別支援教育支援等の研修会でDB事例を紹介
- 就学先決定に向けた相談等での活用
  - 就学相談担当者連絡協議会において、DBを活用し、基礎的環境整備の把握
  - 就学相談における体験入学等で、DBを活用した導線の検討
- 重点施策の明確化
  - 管内学校の基礎的環境整備をDBの事例と比較検討し、施策の重点化を検討
  - 安心・安全な教育環境整備等の検討
  - 専門性のある指導体制の構築等

このような取組を全国に広げていくことが期待される

# 3. 障害のある児童生徒等の 自立と社会参加に向けて

- キャリア教育・就労支援等充実事業の研究成果を受けて

特別支援学校高等部の就職率(27.7%)の一層の向上に向けた取組が必要

→ 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実

→ 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

→ 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

## モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

### モデル校の改善プランの検討・評価

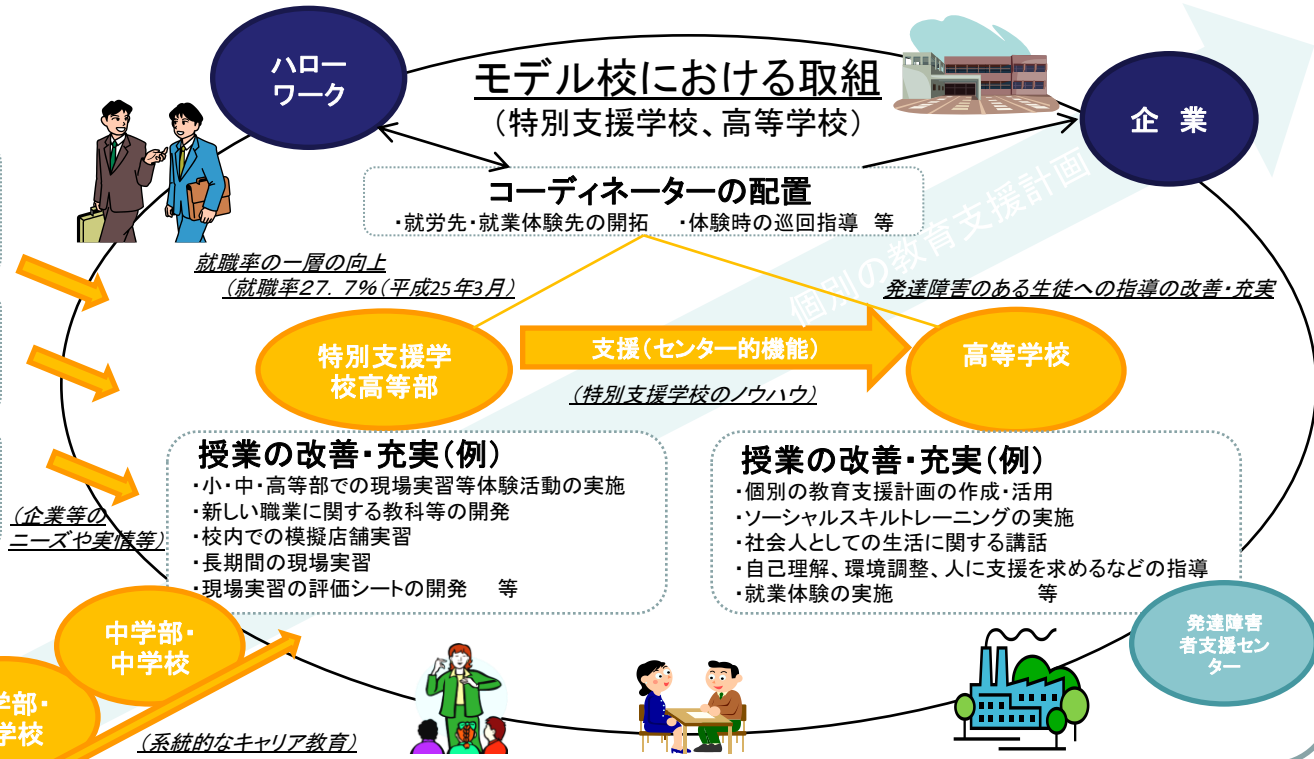
特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校)の改善プランの検討、評価。

### 教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

### 技能検定等の開発

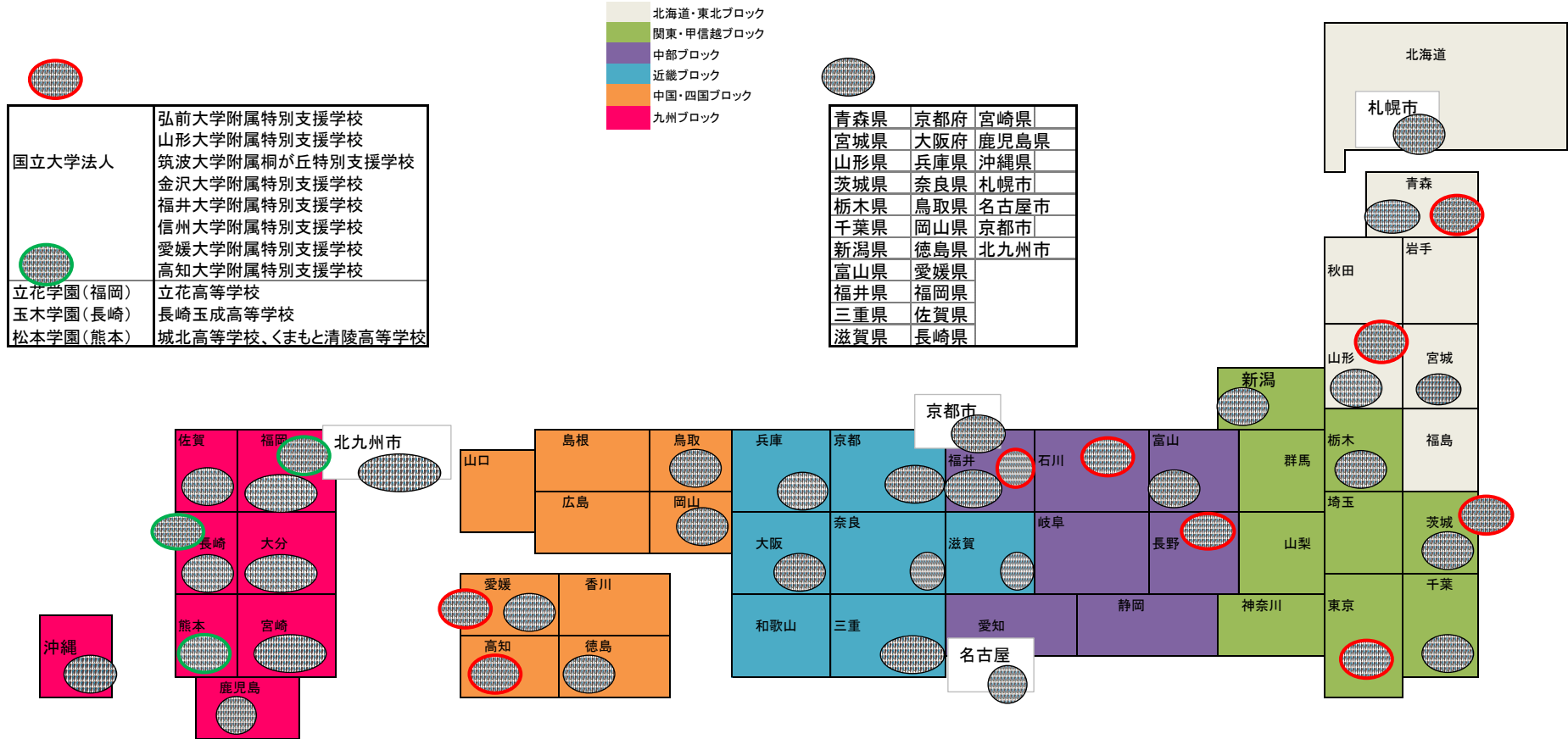
生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるよう技能検定等を開発・実施。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

※平成26年3月31日 一部改正

# 平成27年度キャリア教育・就労支援等の充実事業 全国マップ



## モデル地域の取組例

- ・ 就職支援ネットワーク会議の設定
- ・ 研修・技能検定・現場実習の拡大等
- ・ 就職支援Coの配置
- ・ 高等学校と特別支援学校の連携



写真は、千葉県教育庁企画管理部「県教委NEWSVol. 130」より

# 山形県の取組事例

- 就職支援コーディネーターを活用した企業・事業所訪問、本事業についてのパンフレットの作成とその活用、企業・事業所対象の学校公開や研修会などの実施。
- 既存のネットワークを土台として、より幅広い「就職支援ネットワーク会議」を開催することにより、連携の強化、情報の収集・発信等を行い、地域全体の障がい者雇用の推進。
- 日常の授業に外部の専門家や地域の企業等の関係者を講師として招き、より具体的・実践的な学びを展開することにより、児童生徒の職業生活・社会生活への意欲・態度の向上や、教職員の指導力向上を図る。 など

## 具体的な取組の例

### ○授業への外部専門家や地域企業等の関係者の活用

・山形県ビルメンテナンス協会の方の協力を得て、鶴岡高等養護学校と鶴岡養護学校の合同ビルクリーニング講習会を実施した。新たな作業科目としての取組となるとともに、アビリンピックへの挑戦を視野に入れた取組。

・地元の陶芸や農業の専門家の方をお呼びし、作業学習の窯業班、農芸班で指導を得た。専門家による指導・助言により、製品の質が向上するとともに、生徒の意欲向上も見られた。また、教職員の指導内容の工夫・改善にも効果的であった。



# 山形県立鶴岡高等養護学校の取組

- 昭和61年開校の高等部単独設置の知的障害特別支援学校。学区は山形県の庄内・最上地区であり、県土の約半分をカバーしている。
- 毎年卒業生の80%以上が一般就労しており、職業教育・就労支援に高い実績がある。ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関との連携では「就労移行支援ネットワーク会議」を開催している。地域の企業や事業所との連携については、「**鶴高養現場実習支援の会**」が設立され、就労支援のみならず学校経営に大いに貢献している。



校内実習「菓子箱作り」



プレ現場実習「食品加工会社での実習」

写真は、山形県立鶴岡高等養護学校作成パンフレットから

<http://www.tsuruokakoto-sh.ed.jp/sinro/hatarakasetekudasai/hatarakasetekudasai.pdf>

# 富山県の取組事例

- 県内を文化・産業の特色からモデル地域を4地区に分け、各地区の特色を踏まえて高等学校段階のキャリア教育・就労支援を推進する
- これまで蓄積された特別支援学校のノウハウを基に、研究の成果を地区クラスター内の特別支援学校及び高等学校で共有・蓄積し、特別支援学校におけるセンター的機能の強化および高等学校における特別支援教育の推進を図る。

## 就労支援コーディネーターの訪問企業数

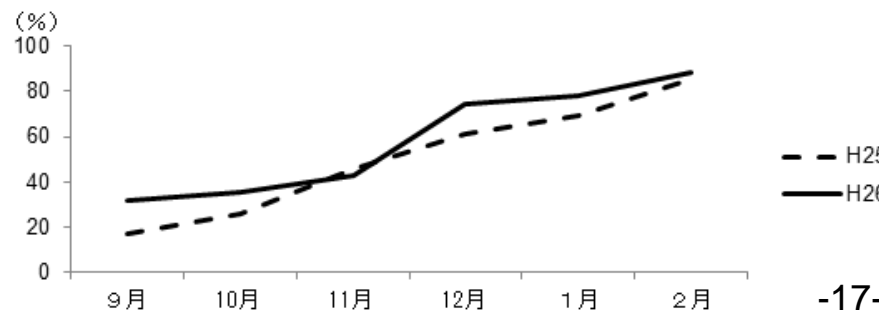
富山高等支援学校	341社／年
高岡高等支援学校	361社／年
合計	702社



就業体験受け入れ企業数	220社／ 31.3%
-------------	----------------



## 就職希望者の内定率の推移



# 富山県立高岡高等支援学校の取組

- ・平成25年4月に旧工業高校の校舎を改築して開校。
- ・作業学習に力を入れており、①ものづくり関連②食品加工関連③環境関連④流通・福祉関連の分野での実習を通して、実践的な働く力を身につけている。
- ・また、就業体験については、1年次は校内就業体験(5日間)とトライアル就業体験(5日間2回)、2年次就業体験(合計4週間)、3年就業体験(合計8週間)を実施している。
- ・今年度からは校舎の一部を喫茶店に改装し、生徒の接客サービスによる「えびcafé」カフェを開店した。地域の方の利用も多く、評判である。



食品加工班。地元でとれたリンゴ(写真左側奥)の皮むき。乾燥リンゴに加工して販売。



地元のパソコンリサイクル事業所の委託をうけ、分解・分別を行っている。



生徒による分解の様子。慣れた生徒は、1台のパソコンを約25分程度で分解して、部品を分別。



# 金沢大学人間社会学域学校教育学類 附属特別支援学校の取組事例

- キャリア発達支援の視点で、中学部と高等部の学習内容の関係性や系統性について検討し、進路指導のあり方等の充実改善。
- キャリア教育を柱とした「作業学習のモデルプラン」の開発
  - 金沢大学附属図書館医学図書館ブックラウンジに、本校高等部生徒と教員が運営する「プラタナスカフェ」(注釈:カフェの名称)を開設した。
- 就労移行支援事業所と連携し、中学部・高等部における進路指導の充実改善
  - 高等部1・2年生の一般就労希望者が就労移行支援事業所で現場実習を行い、生徒、教員、事業所支援員の三者による実習評価を基に、生徒と保護者への進路指導を実施。
- 児童生徒のキャリア発達を促す授業実践の充実改善
  - 児童生徒のキャリア発達を促すには、**行動の変容だけでなく内面の変化に着目し**、自分自身や社会の事象に関する知識や認識を更新していくための教師の支援が必要であると共通理解し、教師の関わり方や授業のあり方を検討した。



H26. 10. 7/金沢大学附属図書館医学図書館ラウンジにカフェをオープン。

地域の人も自由に入りができるブックラウンジで接客業務だけでなくカフェの運営をトータルに学習として取り組んでいる。



高等部作業学習 プラタナスカフェ

- ・子どもの願いや希望を受けとめる。
- ・学習活動に子どもの願いや希望を取り込むとともに、子どもの強みを活動に生かす。
- ・学習の目標と、学習することの意味や意義を子どもに伝えることを大切にする。
- ・子ども自身や子ども同士、教師と一緒に活動の振り返りをするを大切にする。



中学部高等部合同の現場実習報告会

キャリア発達を支援する授業作りへの挑戦

全ての授業において、学習目標の明確化と学習活動の振り返りを重視



中学部高等部合同の作業学習



中学部 日本料理のプロから学ぶ

写真は、平成26年度文部科学省「キャリア教育・就労支援等の充実事業 平成26年度学校研究成果報告書」より

今後期待されること

● 就職支援ネットワークの構築から実行へ

- 都道府県労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、特例子会社、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所などの実質的な連携（連携は、十分か？）
- モデル校（地域）での取組が、他校（地域）で活用されることへの一工夫を！！

● 就職支援コーディネーターの継続性

- 訪問先企業等の訪問履歴の管理
- ノウハウの文書化（マニュアル化）し形式知に
- 就労先・就業体験先の開拓とともに、卒業後のアフターフォローの充実

● 技能検定等と生徒の学び

- 児童生徒が自らの取組を振り返り考えることができるようにしていくこと（キャリア発達を促す）
- 教え込む授業から、児童生徒の自らの学習意欲を基盤とし、主体的に学ぶ授業への転換

# 「キャリア教育・就労支援等の充実事業」への参加・協力について

(平成26年4月2日 厚生労働省職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課障害者雇用専門官 事務連絡)

平成26年度より、文部科学省において高等学校段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携しながら就労支援を充実する実践的な研究「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施。

当該事業に関して、厚生労働省より都道府県労働局又は公共職業安定所に対し、積極的に参加・協力するよう事務連絡を発出。具体的に参加・協力した内容等については下記のとおり。

## 1 就労支援ネットワーク会議への参加・協力

委託団体は、障害のある生徒の就職支援のためのネットワークを構築するため、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校の教員、教育委員会等のモデル校の設置者のほか、労働・福祉等の関係機関からなる就労支援ネットワーク会議を設置し、モデル校への助言・評価、教員研修プログラムや技能検定の開発などを実施する予定である。労働局等は委託団体の求めに応じて当該会議に参加すること。

## 2 教員や保護者を対象とした講義への講師派遣

就職支援ネットワーク会議においては、教員研修プログラムを開発し、教員や保護者を対象とした障害者雇用率制度等の理解を深める講義を実施する予定である。

このため、労働局等は、講義の実施に当たって委託団体の求めに応じて労働局等の職員を講師として派遣するとともに、障害者雇用率制度や労働局等が実施する支援について紹介すること。

## 3 就職支援コーディネーターと連携した支援

委託団体は、モデル校に就職支援コーディネーターを配置し、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校において、障害のある生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う予定である。

このため、就職支援コーディネーターの求めに応じて開拓等に同行することや、公共職業安定所に求人を提出している事業所や連携通達に基づき作成する職場実習受入候補事業所リストにある事業所のうち、就労先・就業体験先として開拓することが可能と思われる事業所を選定し、情報提供すること。



# 4 学校教育法施行規則の 一部改正

- ・特別の教科 道徳について
- ・特別支援学校(知的障害)高等部の道徳について

# 「特別の教科である道徳」について

1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の概要
  - 学校教育法施行規則において、小学校、中学校及び特別支援学校小・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と改正。(H27. 3. 27 告示)
  - 特別の教科である道徳は、学習指導要領において「道徳科」と略称する。

## 小学校学習指導要領の目次（新旧）

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第2章 各教科	第2章 各教科
第1節 国語	第1節 国語
第2節～第9節（略）	第2節～第9節（略）
第3章 <u>特別の教科</u> 道徳	第3章 道徳
第4章～第6章（略）	第4章～第6章（略）

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳に関することは、「第1章総則」に、道徳の時間に代えて位置づける道徳科は、「第3章 特別の教科道徳」にそれぞれ示した。

## 2. 学習指導要領の一部改正の主な概要

➤ 育成すべき資質・能力を明確にしたこと。

### • 学校教育全体としての道徳教育の目標【第1章総則】

(新)道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方<sup>(※1)</sup>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

(※1)中学校「人間としての生き方」

### • 道徳科の目標【第3章 特別の教科 道徳】

(新)第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事<sup>(※2)</sup>を多面的・多角的に考え、自己の生き方<sup>(※3)</sup>についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(※2)中学校「広い視野から追記」(※3)中学校「人間としての生き方」

- 内容については、いじめの問題への対応の充実や、児童生徒の発達の段階を一層踏まえた体系的なものとする観点からの改善を図ったこと。

改正後	改正前
A 主として自分自身に関すること	1 主として自分自身に関すること。
B 主として人との関わりに関すること	2 主として他の人とのかかわりに関すること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること	3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- 道徳科における指導上の配慮事項については、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫することなどを示したこと。
- 道徳科における教材の留意事項については、児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであることや、多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであることなどの観点に照らし適切と判断されるものであることとしたこと。
- 評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることとしたこと。なお、数値などによる評価を行わないことは、従前通りであること。

### 3. 特別支援学校学習指導要領について

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については、改正後 の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に準じて一部改正したこと。
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については、道徳科の内容を前各学年の内容によって替えることができるなど、障害の状態等に応じた弾力的な取扱いを示したこと。
- なお、知的障害者である児童生徒等を教育する場合において、各教科等を合わせた指導が可能となっていることは、従前通りであること。

## 4. 施行期日等

- 小学校、特別支援学校小学部関係部分は、  
平成30年4月1日から施行。
- 中学校、特別支援学校中学部関係部分は、  
平成31年4月1日から施行。

## 5. 移行措置の概要

- 小学校及び中学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の各規定によることができること。
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定によることができること。

## <補足>

- 特別支援学校(知的障害)高等部において位置付いている「道徳」は、現行の通りである。
- 高等部「道徳」の目標及び内容は、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とすることが示されており、小学校及び中学校学習指導要領に示されている道徳科の目標・内容を参考にして、それらを具体化して指導にあたっていくことは変わらない点である。

# 5 知的障害教育の充実に向けて



# 児童生徒の学びを基盤とする 学校経営

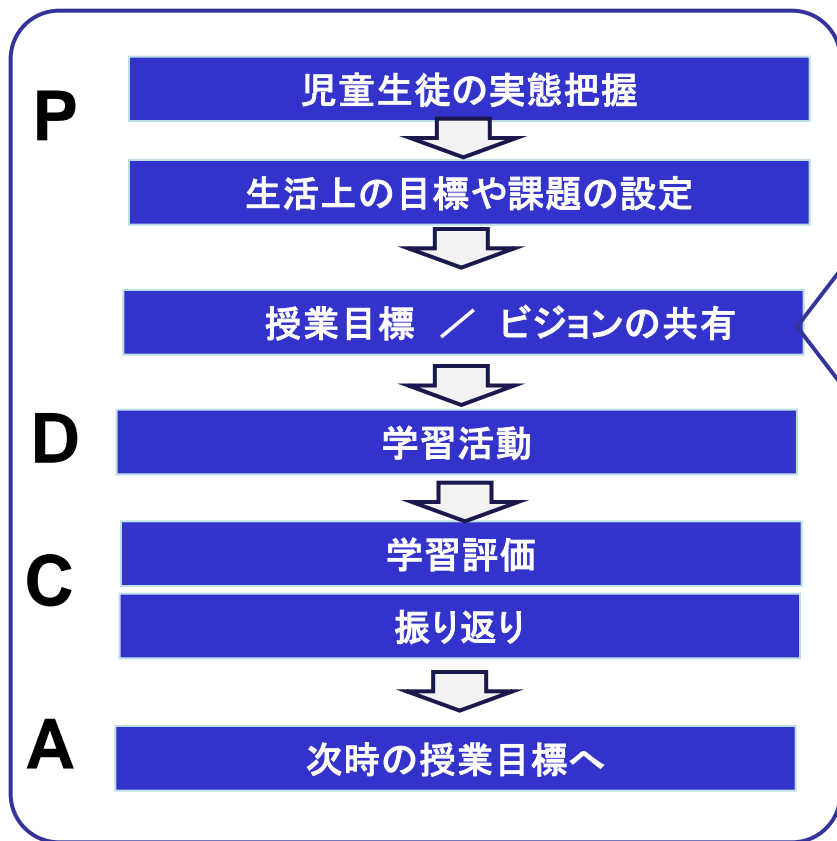
## ① 授業作りの視点(国立教育政策研究所:教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書7を参考)

- 学びの文脈を重視した授業(有意義な文脈をつくる)
- 学習の振り返りを重視した授業(キャリア発達を支援)
- 多様な学び方を前提にした授業(目標は同じ)

## ② 根拠のある教育課程編成に向けて

- 授業時数との関連で総合的に組織される計画
- 各単元における指導評価を以降の単元計画に反映
- 年度途中でも随時、計画を見直すことのできる動的取組を重視

# ① 授業づくりの視点～単元計画作成過程の例～



・ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、子供たちがそうした教育のプロセスを通じて、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求し、学びの成果等を表現し、さらに実践に生かしていけるようにすることが重要

平成26年11月20「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方(諮問)」

キャリア教育

=キャリア発達を支援していくこと

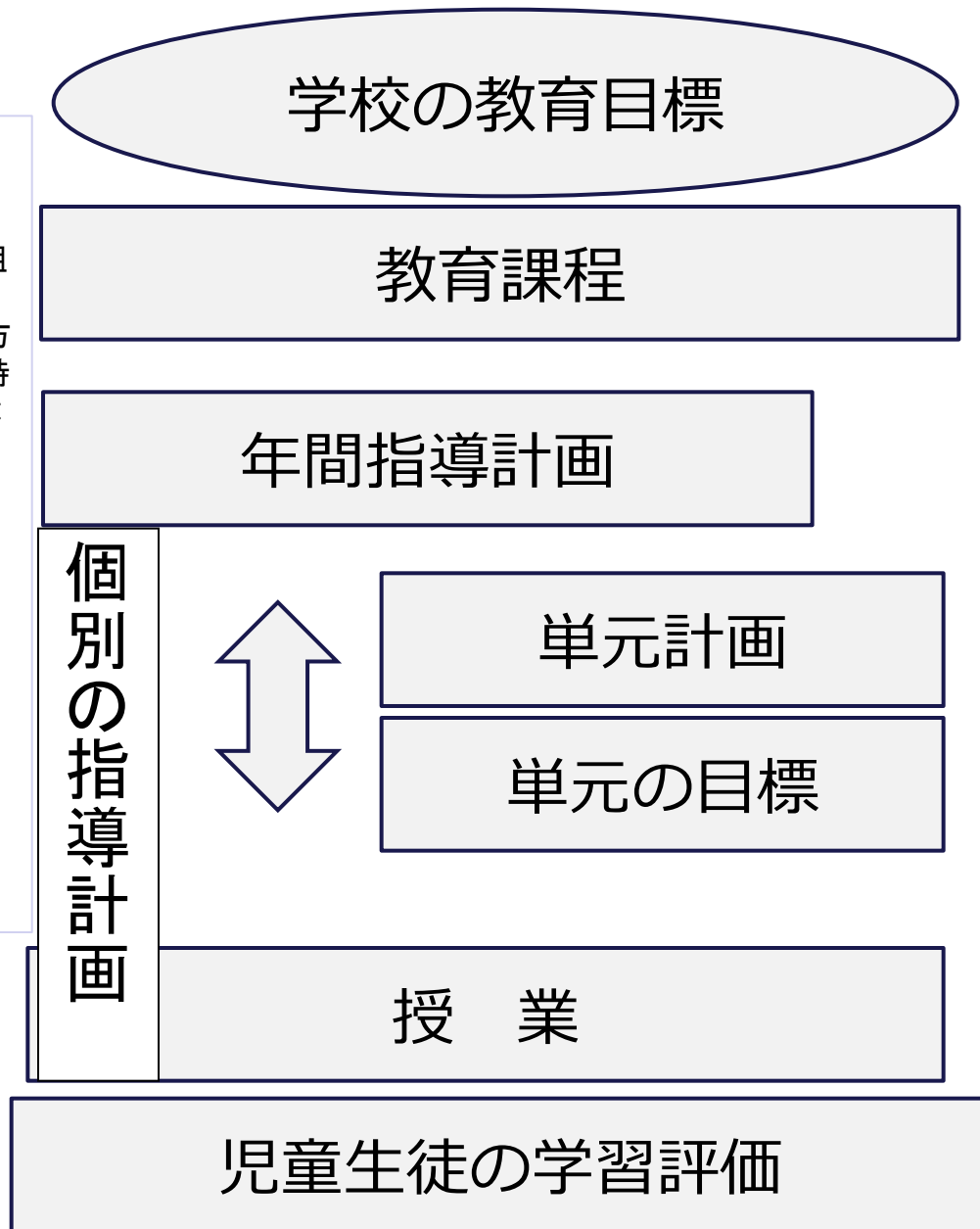
自らの学習過程や成果を振り返り、児童生徒の学習意欲を向上させていく

**知識の質・量の改善**  
**学びの質や深まり**  
**主体的・協働的に学ぶ学習**  
**(アクティブ・ラーニング\*)**

\* 後期中等教育や高等教育の中で使われてきた教育方法

## ② 教育課程を編成する際には学習評価を活用していく

国立特別総合研究所専門研究B「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究—特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じて—」(研究代表尾崎祐三、松見和樹、涌井恵、武富博文、横尾俊、神山努、藤川雅人)では、体系的な学習評価を行うための4つの柱を研究により整理している。同研究『体系的な学習評価のPDCA概念図』を参考に作成



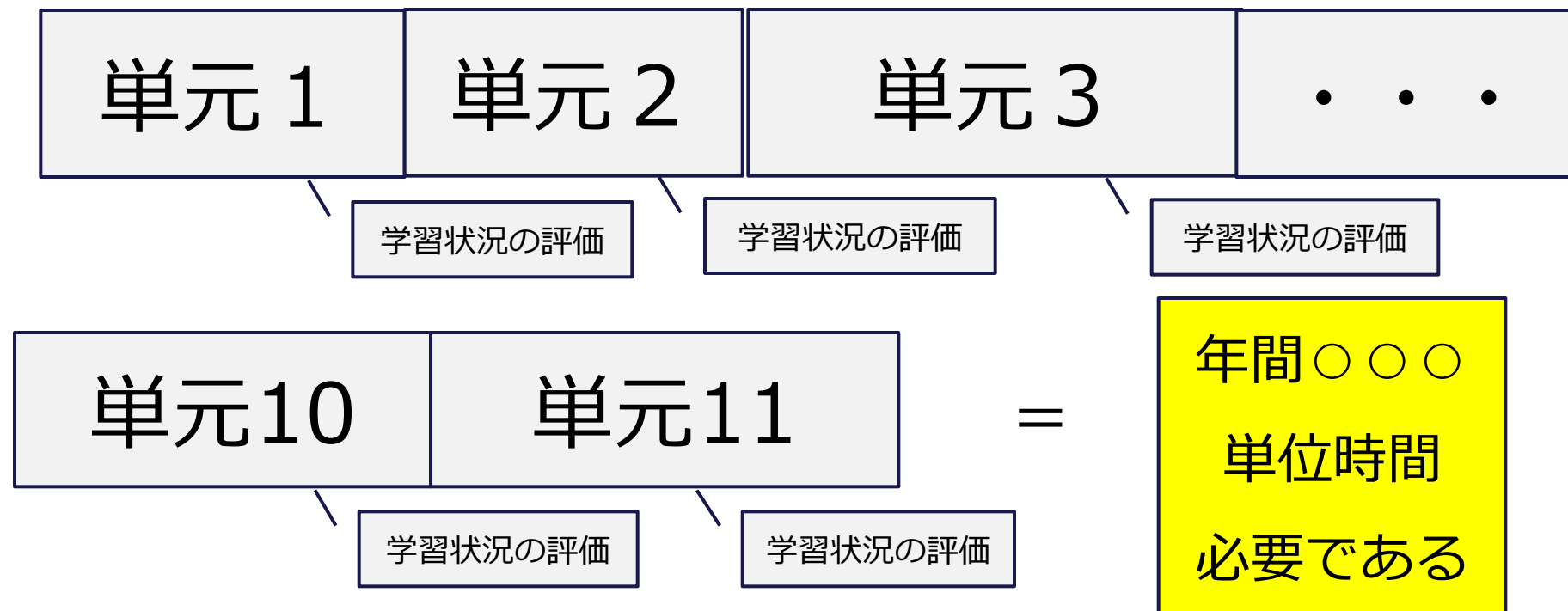
カリキュラム・マネジメントの一つの側面

②単元計画を組合わせた結果、年間で何時間必要なのか

①単元の目標を達成(子供たちが身に付ける力)するためにどの位の授業時間が必要なのか

# 各教科等の年間授業時数の考え方

「学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であるとすることができる。」小学部・中学部学習指導要領解説



各單元ごとの学習評価が重要になる

# 教育課程編成においては

○授業時数との関連において総合的に組織することが重要である。

小学部の例	各教科時間						道徳	特別活動	自立活動		各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	生活単元学習	遊びの指導	作業学習	
4・5・6年															980

# 第50回全国特別支援学校知的障害教育教頭研究大会「東京大会」

全知頭会長 安武正太郎 氏(都立墨田特別支援学校副校長)



第1日目 7月30日(木)

第2日目 7月31日(金)

○午前 基調報告 松尾知明氏(国立教育政策研究所・初等中等教育研究部・総括研究官)

○講演テーマ「これから求められるカリキュラムデザイン～カリキュラム・マネジメントの視点から～(仮題)」

なぜ、

カリキュラムと教育課程を使い分けているのか？

カリキュラムをデザインするとは？

教育課程について学問的な見知からご講演いただける予定です。

○午後 特別講演 宮崎英憲氏(東洋大学参与)

是非、副校長・教頭先生方のご参加を！！

\* 松尾知明氏の御略歴

福岡教育大学卒業後、公立小学校で4年間教える。ウィスコンシン大学マディソン校教育学研究科博士課程Curriculum&Instruction専攻へ留学。ラドソン=ビルングズ(G.Ladson - Billings)らに学び、Ph.D.(教育学)を取得。浜松短期大学講師を経て、現職。

御清聴ありがとうございました

# 参 考

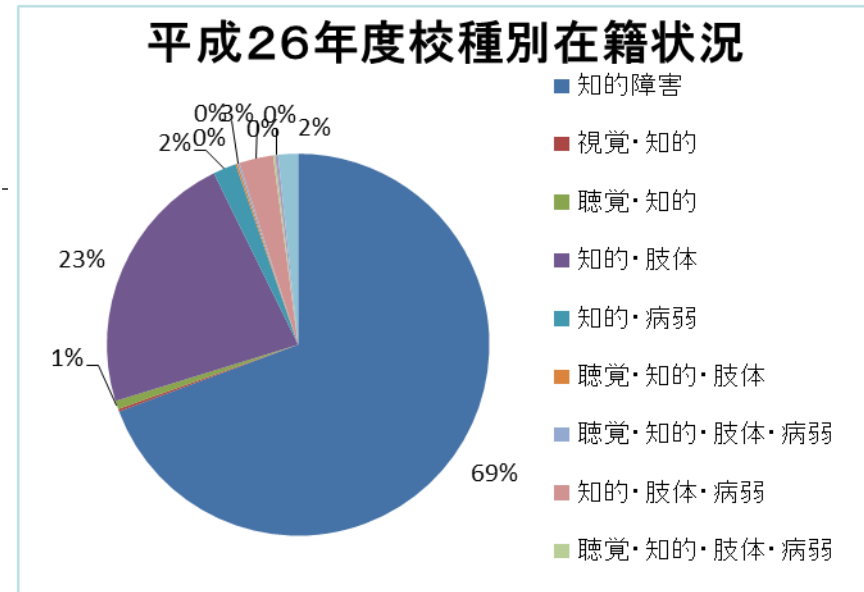
# 特別支援教育の現状～知的障害を対象とする特別支援学校の状況～

学校基本調査 平成26年5月1日現在

\* 学校数計は、国立、都道府県立、市町村立、私立の合計である。

学校の設置障害種別形態	学校数			高等部設置校数		
	H25	H26	前年度からの増減	H25	H26	前年度からの増減
知的障害を対象とする特別支援学校	502	514	+12	452	459	+10
視覚・知的	1	1		0	0	
聴覚・知的	10	10		9	9	+1
知的・肢体	132	141	+9	126	133	+11
知的・病弱	13	13		13	13	
聴覚・知的・肢体	1	1		1	1	
聴覚・知的・肢体・病弱	1	1		1	1	
知的・肢体・病弱	28	26	-2	25	24	+6
聴覚・知的・肢体・病弱	1	1		1	1	
視覚・聴覚・知的・肢体	1	1		1	1	-1
視覚・聴覚・知的・肢体・病弱	16	16		14	14	
計	706	725	+19	643	656	+27

主な形態	H19		H26
知的・肢体	70校	➡	141校
知的・肢体・病弱	9校	➡	26校
視覚・聴覚・知的・肢体・病弱	0校	➡	16校 (山口14校・ 沖縄2校)
知的・病弱	8校	➡	13校





# 複数の障害を対象とする 特別支援学校の豊富な教育資源

考えられる教育資源

- ① 各障害の専門性を有した人材の宝庫
- ② 各障害に対応した施設・設備の活用
- ③ それぞれの障害分野の専門性を生かした授業の改善・充実
- ④ 多様な校内研修の実施
- ⑤ 様々なニーズに応えることのできるセンター的機能の発揮

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深めることにつながるような取組を推進

### ■障害者スポーツ体験型

障害者スポーツでは、障害の種類により競技ルールや用具等が異なるなど、様々な工夫がなされている。用具の形状について学んだり、実際に夏季・冬季パラリンピック競技種目等の障害者スポーツを体験したりすることで、**障害に対する理解を深めるとともに、相互理解を推進し、社会参加の在り方を考察する。**

### ■障害者アスリート等との交流型

障害者アスリート等を学校等に招き、交流の機会を設けることにより、アスリート一人一人が努力で培った技術力や迫力あるプレーに触れること等を通して、障害に対する理解を深める。



地域の取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会等)

委託

文部科学省

●委託先件数 25箇所

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する  
共生社会の実現を目指す

季刊誌

# 特別支援教育

発行日：年間4回／春(3月)、夏(6月)、  
秋(9月)、冬(12月)  
価格：定価734円 B5版、約70ページ

## 文部科学省編集の特別支援教育の総合情報誌

- 国の特別支援教育の施策や国立特別支援教育総合研究所の研究・研修の最新情報をわかりやすく解説！
- 毎号すぐ使える事例を多数掲載。**学校関係者／教育委員会関係者必携の書**

～購読者からの声～

- 最新の情報が入手でき、学校での研究の際に役立つ
- リニューアルして更に読みやすくなった

など



### 特別支援教育

第57号

インクルーシブ教育システム  
構築支援データベース  
(インクルDB)の活用



【特集】  
今、伝えたいこと

【連載】  
● 連載講座「通常の学級における個別の指導計画の作成」 ● 研究最新情報  
● 子供をささえるネットワーク ● 施策だより

【目次】  
● インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について  
● インクルーシブ教育システム構築に活かすデータベースの活用と実践だより  
● 小・中学校における個別指導データベースの活用  
● 中学校における  
● インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用  
● 小・中学校と特別支援学校の連携と実践  
● 特別支援教育実践者によるデータベースの活用  
● 特別支援教育におけるインクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用  
● 特別支援教育実践者によるデータベースの活用  
● インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用

最新号第57号春号では、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の活用」特集！！

特集記事：小・中学校、高等学校、特別支援学校、教育委員会におけるインクルDBの活用の在り方、実践に基づく各論を展開。

連載講座：個別の指導計画の作成及び活用・評価

子供をささえるネットワーク／研究最新情報／施策だより／@虎ノ門

本誌の購入のお申込みは・・・

◆ 全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい(定価734円)。

◆ 東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。 TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/>

◆ インターネットからも購入することができます。